

○農林水産省告示第八百八十三号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第十六条第二号の規定に基づき、平成十三年三月三十日農林水産省告示第四百九十三号(種馬鈴しよの検査について農林水産大臣の定める基準)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年三月三十日

農林水産大臣 森山 裕

第四条第五項中「ジャガイモシロセンチュウ」の下に「及びジャガイモシロセンチュウを、「とゆう。」の下に「第三条」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第六項中「ジャガイモシロセンチュウ」の下に「及びジャガイモシロセンチュウ」を加える。